

対象年度	令和 5年度	総合計画実施計画策定及び行政評価シート							
事務事業名	空家等対策事業					予算事業名	空家等対策事業費		
予 算 科 目 総合計画体系	会計	01 04	款 項 01 06	目 61	事業 要求区分 経常経費	根拠法令 結城市空家等対策推進条例	空き家等対策の推進に関する特別措置法		
							主要事業		
	住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう 快適で住みやすいまちづくり 良好な住環境の形成					事業の区分			
						担当課係等	生活環境課	環境保全係	
事業期間	継続 (平成27年度～令和 7年度)								
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】 管理状況の悪い空家等の件数を減らし、地域住民の生活環境の保全を図る。					【事業開始のきっかけや他市の状況など】 平成25年に結城市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、その後平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。他市では法との整合性を図るために条例の改正、法に基づく対策計画の策定や協議会の設置を行っている。				
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】 空家等の実態調査及び市民からの情報提供等により、現在(6月13日時点)340件の空家等を把握している状況である。その中でも、特に管理状況の悪い空家等については、所有者又は管理者に対し、適正な管理をしてもらうよう助言及び指導等をしている。今後法律の勧告等の対象となる、「特定空家等」に該当する空家等が出てくる可能性もあり、税務課や都市計画課等他の部署との連携で事業を進める。					【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】 空き家の所有者又は管理者				
					【事業をとりまく環境の変化】 令和2年2月に結城市空き家等対策協議会を設置し、今後は法に基づく対策計画の策定について担当部署である都市計画課と連携して進める予定。令和3年度より空き家等解体費補助事業を開始。				
【令和 5年度 事業内容】			【令和 6年度 事業内容】			【令和 7年度 事業内容】			
管理不全の空き家等への助言指導等 空家等対策の推進に関する特別措置法の 特定空家等の認定等の業務 空き家等に関する最新の情報を収集 緊急安全措置実施委託 空家等解体費補助金 相続財産管理人選任制度の活用			管理不全の空き家等への助言指導等 空家等対策の推進に関する特別措置法の 特定空家等の認定等の業務 空き家等に関する最新の情報を収集 緊急安全措置実施委託 空家等解体費補助金			管理不全の空き家等への助言指導等 空家等対策の推進に関する特別措置法の 特定空家等の認定等の業務 空き家等に関する最新の情報を収集 緊急安全措置実施委託 空家等解体費補助金			
■事業費									
財 源 内 訳 歳 出 内 訳 備 考	R03年度		R04年度						
	国 庫 支 出 金	0		0					
	県 支 出 金	0		0					
	地 方 債 債	0		0					
	そ の 他	0		0					
	一 般 財 源	2,411		2,925					
	歳 入 計 (千 円)	2,411		2,925					
	節 (番 号 + 名 称)	金額 (千円)		金額 (千円)					
	01 報酬	24		60					
	08 旅費	0		48					
10 需用費	24		25						
11 役務費	0		34						
12 委託料	0		330						
18 負担金補助及び交付金	2,363		2,428						
歳 出 計 (千 円) (A)	2,411		2,925						
伸 び 率 (%)			21.31						
総合計画 69ページ 予算書 120ページ 相続財産管理人選任予納金制度の活用									

令和3年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位	R03年度	R04年度	R05年度
活動指標	助言及び指導件数 管理不全な空家等に対して助言及び指導を行う。	件	目標 実績	20.00 4.00	20.00 0.00
			目標 実績	0.00 0.00	0.00 0.00
			目標 実績	0.00 0.00	0.00 0.00
			目標 実績	1.00 1.00	1.00 0.00
成果指標	協議会開催数 市空家等対策協議会の年間開催数	回	目標 実績	10.00 8.00	8.00 8.00
	空家等の改善及び解体 管理不全の空家等を改善（立木剪定・雑草除草等）及び解体をさせる。	件	目標 実績	8.00 0.00	0.00 0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	今後少子高齢化が進み、空家等が増えることが予想される。また、国や市民の関心も高いことから必要な事業である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	法律では市が実施主体になっている。また、法律により固定資産税情報を閲覧できるのは市だけである。
	手段の妥当性	A 妥当である	助言及び指導は直接訪問することで進展することが多く、専門的知識を必要とするため、研修参加は必要である。空家等解体費補助金は空家対策を一層促進するために有効である。
効率性	コストの効率性 ・人員効率	B どちらとも言えない	本来であれば相続人調査に時間を要するが、固定資産税情報を閲覧できるため、全てを調査する必要はない。空家等解体費補助金の申請者は解体費用の2分の1以上の負担が必要である。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	市内全域の管理不全な空家等が助言及び指導の対象であるが、空家等解体費補助金については申請者に偏っている。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	危険な空家等が改善及び解体されることによって、その後の跡地利用及び空家等周辺の生活環境の保全が達成された。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	助言及び指導だけでは対応が難しい案件が発生しているため、対処できる体制を整える必要がある。

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

新聞やテレビ等のメディアにより、市民の空家問題に関する関心は高まっている。市の助言及び指導だけでは空家等の改善や解体がされない空家等について、より強い行政指導を行えるよう法に基づく協議会を設置した。
また、空家等解体費補助金を始めており、空家対策を一層促進している。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

特定空家等の判断基準を作成したが、今後は法に基づく行政指導が行える体制にする。
空家等の利活用を担当する部署と協力し、行政指導でない空家問題の解決方法を検討する。

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

- 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

方向性の具体的な内容

空家に係る部署と情報交換など連携をしながら進めていく。管理不全な空家の所有者等に対して、助言、指導を地道に行い、自発的な改善を促すとともに、空家等解体費補助金を活用して、管理不全の空家等の解体を推進する。

2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

- 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）

上記評価のとおり。